

告 示

埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和八年七月二十四日

埼玉県計量検定所長 深 野 成 昭

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区 域	期 日	場 所
長 瀬 町	令和八年九月二日から十二月一日まで （日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の 休日を定める条例（平成元年埼玉県条 例第三号）第一条第一項第二号及び第 三号に掲げる日をいう。以下同じ。） を除く。）	計量器の所在場所
横 瀬 町	令和八年九月三日から十二月二日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
皆 野 町	令和八年九月四日から十二月三日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
小 鹿 野 町	令和八年九月七日から十二月四日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
秩 父 市	令和八年九月九日から十二月八日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

区 域	期 日	場 所
狭 山 市	令和八年九月二十四日から十二月二十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
富 士 見 市	令和八年十月十五日から令和九年一月十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
ふ じ み 野 市	令和八年十月十九日から令和九年一月十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
和 光 市	令和八年十月二十二日から令和九年一月二十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
志 木 市	令和八年十月二十三日から令和九年一月二十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
朝 霞 市	令和八年十月二十六日から令和九年一月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
新 座 市	令和八年十月二十九日から令和九年一月二十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同